

公募型プロポーザル方式実施公告

飯綱町建設工事等入札制度事務処理規程（平成17年10月1日告示第54号）第2条第4号で規定するプロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和6年12月13日

飯綱町長 峯村 勝盛

1 管理を行う公の施設の名称及び所在地

| 施設名 | 所在地 |
|------------|---------------|
| 飯綱町多世代交流施設 | 飯綱町大字普光寺920番地 |

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

飯綱町多世代交流施設指定管理者募集要項に記載のとおり

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 参加資格

本件公募型プロポーザルに参加できる企画提案書の提出者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 飯綱町内に本店または支店を置く者であること
- (2) 破産者で復権を得ているもの
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理の指定を取り消され、2年を経過したもの
- (4) 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれに準ずべき者、支配人、清算人のうち次のいずれかに該当する者がいないもの
 - ① 破産者で復権を得ないもの
 - ② 成年被後見人又は保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例により同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定が適用される準禁治産者を含む。）
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
 - ④ 公務員であった者で、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの

- (5) 令和5・6年度飯綱町入札参加資格者名簿に登録を行っているもの
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立てがなされていない者
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていない者
- (9) 公告日から契約締結までの間において、指名停止の措置を県内の地方公共団体から受けていない者

5 申請の方法

- (1) プロポーザル参加申込期間 公告の日から令和6年12月27日(金)まで
- (2) 申請期間 令和6年12月13日(金)から令和7年1月10日(金)まで
- (3) 申請場所 飯綱町企画課
- (3) 申請書類

ア 飯綱町多世代交流施設 指定管理者指定申請書

(飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条に規定する申請書)

イ 飯綱町多目的交流施設指定管理者指定申請書に添付する関係書類

(飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に規定する書類及び募集要項に定める書類)

6 事務局

〒389-1293 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795番地1

飯綱町 企画課地域振興係 担当者 原田・堀内

電話番号 026-253-2511

ファクシミリ 026-253-5055

電子メール shinko@town.iizuna.nagano.jp